

## 第 8 回小笠原航空路協議会 次第

日時：平成 3 1 年 3 月 2 9 日(金曜日) 1 0 時から  
場所：都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 B

### 1 開 会

### 2 議 事

小笠原航空路に係る平成 3 1 年度調査について

### 3 質疑・意見交換

### 4 閉 会

#### 【配布資料】

- |       |                          |             |
|-------|--------------------------|-------------|
| 資 料 1 | 小笠原航空路協議会設置要綱            | (A 4 縦 2 枚) |
| 資 料 2 | 第 8 回小笠原航空路協議会 出席者名簿     | (A 4 縦 1 枚) |
| 資 料 3 | 小笠原航空路に係る平成 3 1 年度調査について | (A 4 横 2 枚) |

## 小笠原航空路協議会設置要綱

### (設置)

第1条 小笠原諸島における本土との間の航空路開設についての検討を進めるにあたり、関係者間の円滑な合意形成を図ることを目的として、小笠原航空路協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議内容)

第2条 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 小笠原諸島における航空路に関すること
- (2) パブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の円滑な実施に関すること
- (3) その他

### (構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

### (会長)

第4条 協議会には会長を置き、東京都総務局長がこれにあたる。

### (招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

### (小笠原航空路P I評価委員会)

第6条 協議会には、別途小笠原航空路P I評価委員会を設置する。なお、小笠原航空路P I評価委員会の要綱は別に定める。

### (協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。

### (事務局)

第8条 協議会の事務は、東京都総務局行政部振興企画課で処理する。

### (その他)

第9条 その他、協議会運営に必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年2月6日より施行する。(19 総行振第 1196 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成26年7月16日より施行する。(26 総行振第 562 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成29年7月25日より施行する。(29 総行振第 516 号行政部長決定)

附 則

この要綱は、平成31年3月28日より施行する。(30 総行振第 1566 号行政部長決定)

## 小笠原航空路協議会委員

国	国土交通省 国土政策局長
都	東京都 総務局長
	東京都 港湾局 技監
	東京都 政策企画局 調整部長
	東京都 都市整備局 航空政策担当部長
	東京都 環境局 環境政策担当部長
	東京都 環境局 緑施策推進担当部長
	東京都 港湾局 離島港湾部長
	東京都 港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長
	東京都 総務局 行政部長
	東京都 総務局 多摩島しょ振興担当部長
	東京都 小笠原支庁長
村	小笠原村長
	小笠原村議会 議長

## 第8回小笠原航空路協議会 出席者名簿

職名	氏名
国土交通省 大臣官房審議官 (国土交通省 国土政策局長 代理出席)	佐竹 洋一
東京都 総務局長	遠藤 雅彦
東京都 港湾局技監	小野 恭一
東京都 政策企画局調整部長	佐藤 智秀
東京都 都市整備局航空政策担当部長	新谷 景一
東京都 環境局環境政策担当部長	若林 憲
東京都 環境局緑施策推進担当部長	金子 亨
東京都 港湾局離島港湾部長	小林 英樹
東京都 港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長	松本 達也
東京都 総務局行政部長	野間 達也
東京都 総務局多摩島しょ振興担当部長	高崎 秀之
小笠原村長	森下 一男
小笠原村議会議長	池田 望

## 《平成31年度調査の基本的な考え方》

- 飛行場の構造形式を検討するにあたっては、現地の詳細な地質条件や水深などの調査・分析が必要
- 平成31年度は、地質や海象、陸域及び海域の地形などの基礎的な情報、データの調査・分析を実施し、洲崎地区における飛行場建設に関して、基本構造や工法の実現性を確認

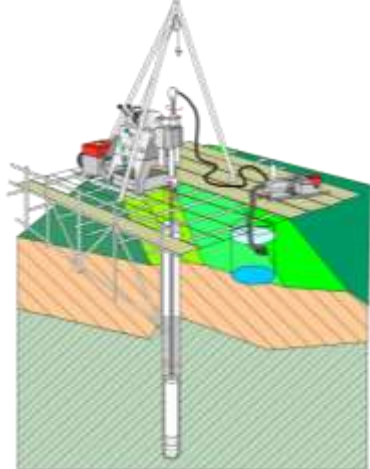
## 《構造検討に係る現地基礎調査項目（平成31年度）》

### 地質調査

洲崎の陸上部、海上部地盤のボーリング（地盤掘削、試料分析）を実施

強度、土質など、飛行場の構造計算の基礎となる地盤特性を確認

【ボーリングのイメージ】

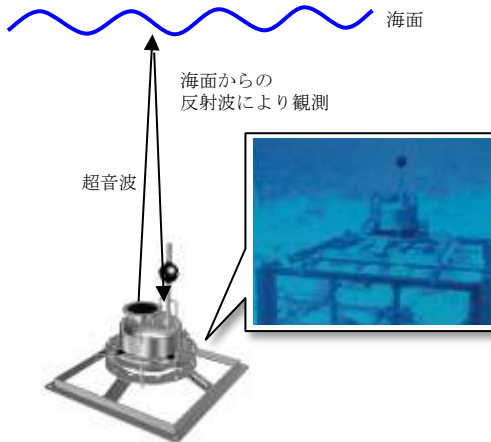


### 海象影響調査

海中に超音波式の波浪観測装置を設置し、波高・波向等を観測

海上部の護岸、棧橋等の検討に必要な波浪条件を把握

【波浪観測のイメージ】

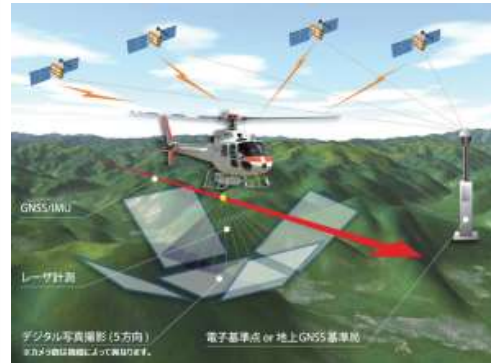


### 航空測量

回転翼機に搭載したレーザスキャナを用いて地表の三次元計測を実施

飛行方式や土工等の検討を行うための精緻な地形データを把握

【レーザ計測のイメージ】

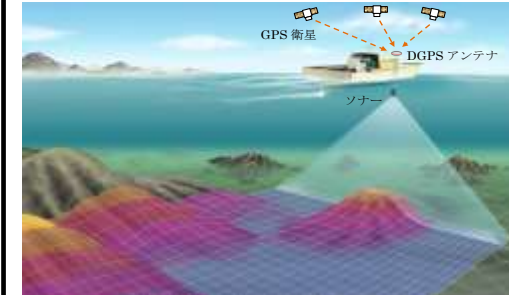


### 深淺測量

測量船によるマルチビーム測深等により、水深や断面等の現況を確認

海上部の構造形式検討を行うための精緻な地形データを把握

【深淺測量のイメージ】



※各調査の実施内容については、調査の仕様・設計の検討を行った上で、今後変更する可能性あり。

## 《その他調査項目（平成31年度）》

### 気象状況調査

陸上の定点に計測機器を設置し、飛行場周辺の風向・風速等を観測

飛行の方式、安全性の検証に資する基礎データとして活用

【風向風速計測のイメージ】



### 磁気調査

磁気センサーを搭載した調査船により機雷・不発弾等の残存危険物の存在を確認

海上の異常箇所を事前確認し、工事の事故防止、安全性を向上

### 機材適用調査

1,000m以下の滑走路で運航可能な機材について、メーカーヒアリング等により調査・分析

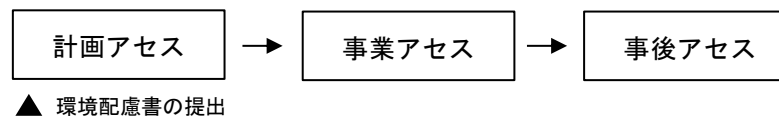
就航機材を想定し、飛行方式や運航方法などを検討

### 環境調査

環境影響評価に向けた現況調査として、鳥類飛翔状況調査、海域の流向・流速等の調査を実施

計画段階の環境影響評価（アセスメント）で提出が義務付けられている環境配慮書に現況調査の内容を反映

（参考）環境影響評価の流れ



- ・東京都環境影響評価条例では、事業実施段階のアセスメントの前段として、計画段階環境影響評価手続（計画アセス）を実施することとし、「環境配慮書」の作成・提出を義務付け

※各調査の実施内容については、調査の仕様・設計の検討を行った上で、今後変更する可能性あり。

・調査の実施にあたっては、国や村、現地関係者に対して丁寧な説明を行い、理解を得ながら推進